

## 滋賀県事務適正化推進方針 (滋賀県の内部統制に関する方針)

### 1 基本的な考え方

限られた人員で複雑化・多様化する行政需要に的確に対応し、県民サービスの更なる向上を図っていくためには、政策的な課題に対して重点的に資源を投入することができるよう、事務の適正性を確保することが重要です。

このため、今般、事務の適正な管理および執行を確保する取組である内部統制制度を導入し、知事自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および分類し、対応策を講じることにより、不適切な事務処理の発生を未然に防止し、県民から信頼される県政の実現を目指すとともに、職員にとっても、安心して働きやすい職場環境の実現を目指します。

### 2 目的および取組の方針

内部統制に係る4つの目的（①事務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③事務に関わる法令等の遵守、④資産の保全）を達成するため、以下の方針により組織的に取り組みます。

#### ①事務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に事務を遂行するため、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および分類し、対応策を講じるとともに、その有効性にかかる自己評価を行います。

#### ②財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、財務に関する事務において、法令、条例、規則、事務マニュアル等のルール of 適正な運用を図ります。

#### ③事務に関わる法令等の遵守

事務に関わる法令等を遵守するため、法令等遵守状況の点検やチェック体制の整備などに組織的に取り組むとともに、職員の法令遵守意識の向上に努めます。

#### ④資産の保全

資産の保全を図るため、資産の取得、管理および処分に関する手続の適正な運用を図ります。

### 3 対象事務

対象事務は財務に関する事務とします。

### 4 実施体制

次の体制により実施します。

#### (1) 全庁的な会議

取組についての知事の意識を共有するための全庁的な会議を設置します。

#### (2) 取組を推進する部局

本方針に基づき、体制の整備および制度の運用を全庁的に推進する役割を担う部局を定めます。

#### (3) 取組を評価する部局

体制の整備状況および制度の運用状況について独立的評価を行うとともに、評価報告書を作成する部局を定めます。

#### (4) 各部局における取組

各部局は、所管する事務に係るリスクへの対応策を整備するとともに、それらに不備がないか自己評価を行います。

### 5 監査委員との連携

必要に応じて監査委員と意見交換等を行うことにより、より効果的な実施に努めます。

### 6 方針の見直し

体制の整備および制度の運用に係る評価結果や監査委員からの指摘等を踏まえ、柔軟に本方針の見直しを行います。

本方針は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）による改正後の地方自治法第 150 条第 1 項の規定に基づき、財務に関する事務等の適正な管理および執行を確保するための方針として、策定するものです。

令和 2 年 3 月 27 日

滋賀県知事 三日月 大造